

別表

事業区分	対象事業	事業対象区域	事業主体	上乗せ補助率	市単独補助率	備考（対象事業例）		
市費単独 補助	①地場生産型施設整備事業	農業振興地域 農用地区域 農道の新設改良事業 農道橋の新設改良事業 用排水施設の新設改良事業 農地造成事業 水田転換事業 災害防災事業 農地及び農業用施設の災害復旧	・本市の農業生産振興対策に寄与する生産者であつて、本市が認める農業者団体及び特定法人貸付事業など	50/100以内	50/100以内	市費単費補助事業 ①地場生産型施設設置整備 ・ビニールハウス及び付帯施設の設置 ・雨よけハウスの導入 ・集出荷貯蔵施設整備 ・野菜選別、収穫機導入		
	②有害鳥獣対策事業		・市長が適当と認めた組織	50/100以内	50/100以内	②有害鳥獣対策事業 ・電気柵の設置等		
	③環境保全型機械施設整備事業			50/100以内	50/100以内	③環境保全型機械施設設置整備 ・堆肥切り返し機及び散布機の導入		
	④地区活性化推進事業			50/100以内	50/100以内	④地区活性化推進事業 ・選定枝破砕機の導入 ・ソフト事業（研修会・地区活性化計画策定経費等）		
				50/100以内	50/100以内	⑤直売所整備 ・加工施設整備		
				65/100以内	65/100以内	⑥土地基盤整備事業 ・農道、農道橋の新設改良工事 ・用排水施設の新設改良工事 ・農地造成及び水田転換事業		
				100/100以内	100/100以内	・災害防止事業 ・災害復旧に係る設計（調査・測量試験）で市長が認めたもの		
				80/100以内	80/100以内	市費上乗せ補助事業 国費、道費補助事業のうち、土地改良事業及び農地並びに農業用施設の災害復旧、その他市長が適当と認めた事業について、市費の上乗せ補助ができるものとする。		
				50/100以内	50/100以内	⑥その他市長が適当と認めた事業		
市費上乗 せ補助	その他市長が適当と認めた事業	原則として農用地区域。 非農用地区域 は補助事業終了後に農用地に編入する際 は可能。	農業協同組合 ・その他の団体	50/100以内	100/100以内	※1 農地及び農業用施設の災害復旧		
			土地改良事業			50/100以内	50/100以内	※2 市内全域
			農地及び農業用施設の災害復旧	※1	農用地区域			
			その他市長が適当と認めた事業	※2				

※1 災害普及に係る設計（調査、測量、試験）で市長が認めたもの。

※2 左記以外の事業。

◎事業区分の市費単独事業とは、国費・道費補助事業に該当しない事業に対する補助であつて、当該事業費に對し補助率を乗じて得た額を交付するものとする。

◎事業区分の市費上乗せ補助とは、国費及び道費補助事業のうち、対象事業に対する補助であつて、当該事業費から国費及び道費補助額を差し引いた残額に補助率を乗じて得た額を交付するものとする。